



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 リケンテクノス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 常盤 和明
(コード番号 4220 東証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員
管理本部長兼経営企画本部長
入江 淳二
(TEL. 03-5297-1650)

株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」といいます。）を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 87 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、平成 27 年 11 月 6 日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行および執行役員制度の導入に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更が承認可決されることを前提としております。

記

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役であるものおよび執行役員が、中長期的な業務の向上および企業価値の増大に貢献する意識を高めること、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役以外の取締役であるものおよび監査等委員である取締役が、監督または監査を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献することを目的としたものであります。

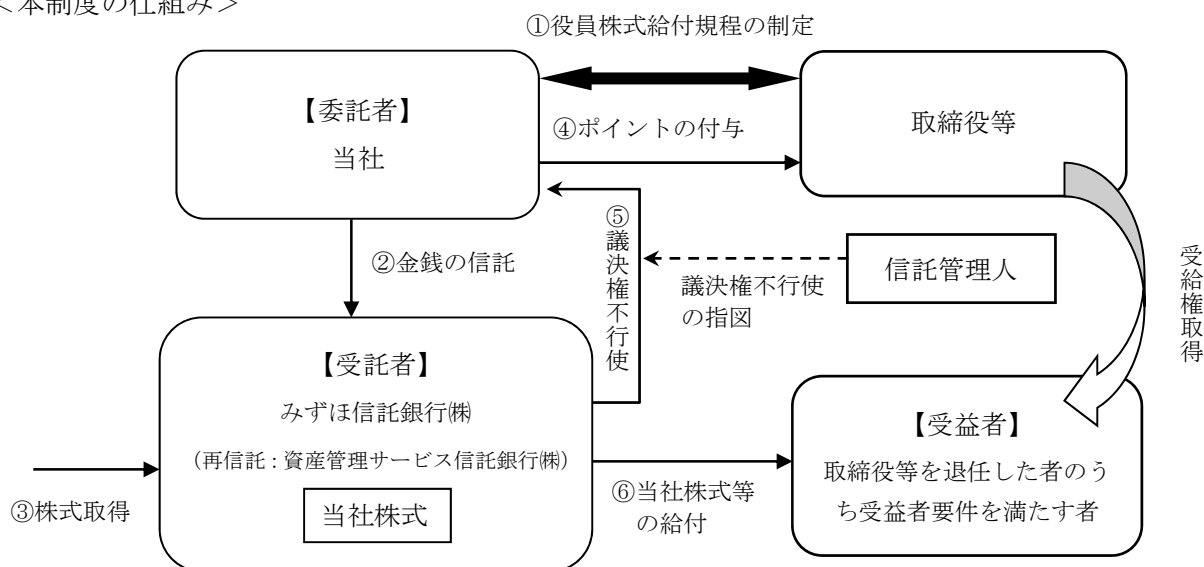
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社取締役および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、取締役会が定め

る役員株式給付規程（ただし、監査等委員である取締役に関する部分については、その制定および改廃につき、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、原則として、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役、ならびに執行役員

(3) 信託期間

平成 28 年 8 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(5)および(6)に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。

具体的には、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として 210 百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として 150 百万円、監査等委員である取締役分として 18 百万円、取締役を兼務しない執行役員分として 42 百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として 3 事業年度ごとに、以後の 3 事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、210 百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として 150 百万円、監査等委員である取締役分として 18 百万円、取締役を兼務しない執行役員分として 42 百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

なお、ご参考として、平成 28 年 5 月 6 日の終値 386 円での取得を前提とした場合、当初対象期間における株式の取得資金として拠出する資金の上限額 210 百万円を原資に本信託が取得する株式数は、544,000 株となります。当初対象期間における当社株式の取得は、本信託設定後遅滞なく行う予定であり、その詳細につきましては、適時適切に開示します。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役であるものおよび執行役員に対しては役位および業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役以外の取締役であるものおよび監査等委員である取締役に対しては役位を勘案して定まる数のポイントを付与します。

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり普通株式 1 株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、

当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者要件を満たす時点までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に、退任事由に応じた係数を乗じて算出されたポイント数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(6) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

取締役等が役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(5)に記載のところによって付与された確定ポイント数に相当する当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(7) 議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して給付されることとなります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（B B T）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 8 月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上